○農林水産省告示第三百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮崎県都城市美川町二九二七の四（次の図に示す部分に限る。）、二九二七の三一、一〇二二の二・一〇四〇の一・高崎町笛水字笛水東原一六六の七七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　大分県竹田市久住町大字有氏字二反窪四八〇七の一、四八〇八、四八一〇

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字二反窪四八〇八・四八一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　大分県竹田市荻町南河内字仲村三四四の一、三四四の二、三四五の一から三四五の三まで、三五三の一から三五三の三まで、三五四の三

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県新宮市熊野川町畝畑字倉谷一の一・一の二・一の六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、熊野川町赤木字秣香二〇一〇から二〇一二まで、字スクノ二〇一四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市本宮町静川字朴ノ木一〇五四・一〇六六・一〇六九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇五七、一〇五九、一〇六〇、一〇六三から一〇六五まで、一〇六七、一〇六八

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字朴ノ木一〇五四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　愛知県豊田市大野瀬町ヤナジ二九の五から二九の九まで、二九の一七、一七の二・二九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

ヤナジ二九の五・二九の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　愛知県豊田市西広瀬町登り一〇九九の一、一〇三、日下部町大平八、九の一、一二の一、一五の一、一六の一から一六の三まで、一六の四・一七・一七の一・一七の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、武節町六良木三三九（次の図に示す部分に限る。）、桑原町黒渕五一五の二（次の図に示す部分に限る。）、五一六の二、五一七の二、五一七の三、大野瀬町城山四四、四五、四六の一、四六の二、タカノヒラ三九の二、四二、ウエノタイラ三七の一、タシロ三八、三九、岡崎市一色町字下川五、一二から一七まで、二二、中金町字前山七二・七三の一から七三の三まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、七四

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

登り一〇九九の一・一一〇三・大平一七の二・六良木三三九・黒渕五一五の二・五一六の二・五一七の三・字下川五・一二から一四まで・一七（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）